

京都市結核診査協議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第75号

京都市結核診査協議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市結核診査協議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のとおり改める。

北保健所，上京保健所，左京保健所，中京保健所，右京保健所及び西京保健所	京都市北部地域結核診査協議会
東山保健所，山科保健所，下京保健所，南保健所及び伏見保健所	京都市南部地域結核診査協議会

第3条中「委員長」を「会長」に改める。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)